

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース No. 17

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2010・10・12



枚方非常勤裁判上告せず、高裁判決が確定！

10月4日(月)「枚方事件について、裁判所に確認しました。上告期限は経過しましたが、上告申立てはなかったとのこと。高裁判決で確定です。」と弁護団の中西弁護士から当該に連絡があり、逆転勝利判決が確定しました。頑張ったね、バンザイ！

10月15日から大阪府最賃は時間額779円に

最低賃金違反をチェックしましょう。大阪労連はビラを作成し、地域を中心に宣伝に取り組みます。また、10月15日(金)は第2回ディーセント・ワークデーで、早朝はナンバで8時～9時、夕方は天王寺東口で18時～19時の最低賃金宣伝行動を行います。

厚生労働省・経済産業省の検討チームは、最低賃金底上げに向けた中小企業支援策として「奨励金制度の創設」や「相談体制の強化」などを打ち出しており、少しでも実効性をあげるよう、周知をはかるとともに、中小企業関連予算を増やして支援策を提示することを政府に求めてゆきましょう。

全労連は来年1月から中小企業支援と共に最低賃金の引き上げを求める国会請願署名に取り組みます。さらに、職場で1000円以上の最賃協定を締結していく運動を強めることを提起しています。

「パート・非常勤・ヘルパー・派遣労働者のつどい」を成功させよう

今年のつどいは11月7日(日)に鶴見区民センターで開催されます。

午前中は全体会で、井筒百子さん(全労連非正規センター事務局長)を講師に、先日研究会報告が発表された有期労働契約について「私たちって使い捨てなの？」をわかりやすく学習します。また、枚方非常勤裁判、ダイキン工業、最低賃金のたたかい、ヘルパー労働者のたたかいの報告も予定しています。昼食後、午後は3つの部屋に分かれて、①リンパ体操を短時間で教えてもらい、しゃべり場で仕事の悩みやたたかいなど話し合う(和室・3階) ②松ぼっくりで簡単に作れるツリーを作り、わいわいと打ち解けあった後、しゃべり場で話し合う(控室・2階) ③「私たちは風の中に立つ」DVDを上映(少し古いですが韓国東一紡織の女性労働者の鮮烈なたたかい) 後、感想を出し合います(アトリエ工作室1階)



◎ 開会時間が15分、遅れます。10時15分からの開会となりますので、ご迷惑をかけますが宜しくお願いします。

韓国労働者との交流ツアーに参加



10月3日～5日(日～火)、全労連非正規雇用労働者センターとパート・臨時労組連絡会主催する「韓国労働者との交流ツアー」が行われ、大阪から2名が参加をしました。民主労総・非正規室、金属労組・非正規局、金属労組・ソウル支部・ソウル南部地域市会、労働者社会研究所と懇談を行いました。

どこに行っても「日本の労働者派遣法改正はどうなっているのか」と聞かれました。韓国は製造業派遣が法律では禁止されており、日本のまねをするので、派遣法改正には強い関心をもっていました。

◎ 民主労総との懇談

民主労総は、大変重要な代議員大会を開催する前日でしたが、副委員長と非正規局の間接雇用、政策、未組織、移住労働者の各担当が出席をしてくれ、全労連は16名が出席をしました。

○ 民主労総から一人でも加入できるローカルユニオン交渉に経営者が団交に出てくるのかとの質問。韓国では団交を拒否する例が多く、イ・ミョンバク政権になってから労働委員会命令も関係ない、締結した協約を破棄する企業さえ出ているとの事です。

○ 労働者性を争う事例も増えているようです。請負は建設関係一般、学習塾、バイク便などに多く労働者性を否認され、社会保険なども適用外。これに対し、組織化の推進と貨物連帯組合などはトレーラー、大型ダンプ、港湾運送などが実力行使を行っています。

○ 官製ワーキングプアについては、民間委託された清掃労働者を組織しているとの事です。

大学や地下鉄で働く清掃労働者は中高年女性が多く、最賃の引き上げにも取り組んでいます。韓国の最賃は中央一律決定し、産別最賃はないとのこと。今年6月、掃除の姿で「国の悪い政策を掃いて捨てろ」とデモを行いました。街路樹の剪定労働者の組織化も行って、着替える場所の確保や温かいご飯を食べるたたかいをしています。教育長長官16人のうち6人の革新系が当選し、学校調理員を選挙後1000人組織したとの事です。民間委託の地下鉄清掃労働者は、具体的な細かいことは委託企業と団交し、原理原則は地下鉄公社と団交を行っています。民間委託は自治体の総務課とのたたかいで、非正規組合を結成し、維持し、団交して改善を行っている背後には正規の支えがありました。公務労組、地下鉄組合は民主労総の傘下であり、学校の教員、事務、図書館司書、用務員、給食調理員などの非正規労働者の組織化に力を注いでいます。

○ 「非正規の組織化にどんな支援をしているか」と問うと、「非正規は中小企業を渡り歩く人がいるので、九老(クロ)工業団地では、地域で全体をカバーできるように活動している」と答えました。

○ 「非正規職法で直接雇用が案外進んでいるが…」との問いに対して、雇用は継承されているが、正規化はされず、「中規職」といって、無期契約の非正規が増えているようです。

○ 民主労総三役は6人で、うち2人が女性。すべての議決機関で女性比率が30%なければ、議決は無効としているとの事です。しかし、金属などは男性も多くて猶予を与えており、制度はあるものの、子育てなどで難しい職場もあるようです。

◎ 金属労組との懇談

産業別組合にして1社1労組 方針

金属労組は製造業の労働組合で、組合員は15万人。2人～3人の町工場から現代自動車のような大

企業まで 300 事業所を組織しています(韓国労総は 10 万人を組織)。非正規労働者は社内下請けの間接雇用が最大です。造船は正規が 2 万人で非正規が 1 万 2 千人。鉄鋼は正規が 30%で、非正規が 70%、現代(ヒュンダイ)ウルサン工場は正規が 2 万人、非正規は 1 万人。組合は、「同じラインで働けば、雇用形態が違って同じ労働者」ということに目標を絞っています。非正規問題を解決のため、産別労組にして 1 社 1 労組方針を出し、50%ぐらい実現しましたが、残り 50%は正規と非正規が別になっています。社内下請けの実態は、製造業派遣が禁止されているので下請けから送り込んでもらい、派遣を使っています。



☆ 現代自動車の社内下請けを正社員に と最高裁が判決

現代重工業(3/25)と現代自動車(7/22)に社内下請け・請負で長く働いてきた非正規を正社員とみなすという最高裁判決が話題になっています。金属労組は違法を労働省に申告し、実態として現代自動車の雇用が存在していると主張しました。予備的論点として、製造で請負は存在しえないので派遣であり、派遣は製造業禁止だとも主張しました。最高裁は、入社そのものも正規と同じ雇用であり、違法派遣を認めました。それ以前も小さい事業所で判決を勝ち取っていましたが、グローバル企業である現代自動車の判決は大きな社会的影響を与えています。

♪ **ポイント** ①オートメーション化されたライン上の仕事 ②作業指示書で仕事をしている ③下請けが技術を教える教育を行っていない ④配置、作業量、手順を現代自動車が決めている ⑤労働時間、休憩、作業チェックも現代自動車が決めている ⑥現代自動車が出退、人員管理を行っている
判決では請負について、もともと下請け管理職の指示は元請けの伝達者に過ぎなかったとされました。

♪ **限界** ①違法派遣なのに 2 年たたないと雇用が発生しない ②100%アウトソーシング工場が出ていて、比較対象がいないと、違法派遣の論理がむずかしくなっています。

しかし、金属労組は「6つの論理はアウトソーシングでもあてはまると考えているので、下請けから送り込むことを廃止させるよう闘う」と述べました。

♪ **2700 人に組合員拡大** 勝利判決で約 500 人の組合員が 2700 人に拡大しました。造船や鉄鋼での非正規組織化もすすんでいます。「社内下請けをなくすため、判決を武器に闘う」と語りました。

♪ **11 月にストライキを行う** ストライキは社内下請け中心に行うのでラインが止まり、非正規労働者が何人か逮捕されるだろう。そこで正規は判断をしなければならない。ストライキを支援するのか、会社の側に立つのか! 韓国の労働運動の分かれ目になるだろう。厳しい一方で力強い運動になると思う。民主労総の精神を受けついでくれると思う。全労連からメッセージをお願いしたい。

☆ 企業別から産業別組合に 1 企業 1 組合

内部論争があり、下請け労働者が戦闘的に闘うので「別組織が良いのでは」という声もあります。300 事業所のうち 100 事業所ぐらいが中央交渉にできますが、現代自動車など出てこないようです。「非正規の雇用関係ないので交渉しない」と言っています。中央交渉では 35~40 項目について交渉し、賃金は最低ラインを決め、個別は各企業で交渉しています。ドイツなどヨーロッパでは産別なので法的拘束力がありますが、韓国では拘束力がありません。

組織率は 10.3%(正規 23%、非正規 2~3%)で、下がってきています。金属は民主労総、韓国労総を合わせても 10.3%。社内下請けと中小零細の組織が課題で、うまくいっていないとのこと。

♪ **地域交渉** 民主労総は地域組織を持ち、支部単位で活動しています。19 支部のうち 5 支部は地域支部がなく、企業別組合のままになっています。5 支部をどう地域にまとめるかが問題との事でした。地域交渉では、「企業の食堂で地域の農産物を使うように」などの交渉もしているようです。

♪ 交渉窓口の一本化

韓国政府は企業別でも複数組合を認めますが、窓口1本化で少数組合が不利になるとの危惧があり、日本で少数組合の団交に応じているのかに関心を寄せていました。

♪ 正規と非正規はうまくいっているとは言えない。

教育活動に力を入れています。非正規問題は「子どもたちにつながる」と言うに関心を示しますが、危機的状況になると自分の身を守り、それ以上踏み出せません。教育活動だけでなく、産別統一に足を踏み出しました。「一番の問題は組織化で、力をつけ数を増やせば、無視できなくなる」と…

◎ 金属労組 ソウル支部 ソウル南部地域市会との懇談

市会の中には個別の分会があるし、一人で入っている人もいます。企業別分会には、キリョン電子分会などがあり、一人組合員は会社に加入は知られていません。企業で組合はないけれど、地域で活動しています。九老工業団地は大企業が海外移転し、アパート型工場で再編され、外観はきれいになっていますが働く人の労働条件は変わっていません。実際に働く派遣労働者の雇用契約書と給与明細を見せてくれましたが、契約は3ヶ月



～6ヶ月、契約終了の場合には、①契約満了時、②元請けから交代要員を受けた場合などと書かれています。給与明細には、1ヶ月201時間働き、休日出勤が6日×8時間、休日出勤して残業が5時間で、基本時給は4110ウォン(韓国の最低賃金)、所得税、住民税、社会保険料は引かれていません(社会保険には未加入)。1ヶ月の収入は1,464,860ウォンです。製造業の派遣は禁止されているけれど、派遣会社に登録しないと仕事ができないとのことでした。

夜、10時までの残業を断って懇談に参加をしてくれた若い女性は、「なぜ、組合に加入をしましたか」と問うと、「正規で採用がない。非正規の仕組みを変えないと未来がないと思った。周りの人に呼びかけている。労働相談で加入する人もいる。仕事場は40代～50代の女性が多い。契約書を渡さない職場や勝手に雇って勝手に首を切る企業もある。」と答え、もう一人は「友達に誘われた。明細書の給料を見せ合った。労組を知って社会の問題とわかった」と答えていました。

◎ 労働社会研究所との懇談

キム・ユソン所長と懇談をしました。韓国では、2000年～2007年の間、非正規労働者は55%～56%でOECDの中で最も高い数字でしたが、2010年3月には49.8%に減少しています。なぜか、原因の究明がいついかなる時にもあるとしながら、キム所長は①07年の非正規職法が一定の影響を与えているのかも…と話しました。非正規職法は入口規制をせずに出口規制(期間)を問題とした法律で、2年を上限規制とし正規化するという法。しかし、差別撤廃については効果がなく、正規と非正規の格差は拡大し、約100:50となり、労働時間の差がなくなって、むしろ非正規が長時間働くことも出てきているとの事です。法には差別規制を盛り込んでいますが、同じ事業所の同じ業務の場合、労働委員会に訴えられるとなっていて、比較対象が同じ業務かが問題、更に労働委員会は個人で提訴(組合は組合提訴を主張)なので、救済申請はないようです。②景気低迷で非正規に影響が出ているのでは?との事でした。民間より公務での正規化がすすんでいます、イ・ミョンバク政権になってから、正規化されていません。